

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

平成27年4月6日

世田谷区

1. 業務の概要

(1) 件名

世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備推進地区整備計画(プログラム)作成
支援業務委託

(2) 業務の目的

「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画(第2期)」(以下「推進計画」という。)が平成27年度からの10カ年の計画として運用される予定である。

推進計画の中では、「推進地区のユニバーサルデザイン取組み推進」として施策・事業のひとつとして位置づけられている。

ユニバーサルデザイン環境整備推進地区(以下、「推進地区」という。)は、平成11年より運用してきているが、社会の変化とともに取組みのあり方の見直しや新たな整備計画(プログラム)の作成が必要となってきた。

今後の推進地区におけるユニバーサルデザインを推進し、地区外のモデルとなるような実際の取組みが行えるよう、整備計画(プログラム)の作成過程の企画及び会議などでの助言、整備計画(プログラム)の取りまとめを行うことを目的とする。

(3) 業務内容

本業務では、各総合支所にある推進地区(全6箇所:既存地区5箇所、新規地区1箇所)の整備計画(プログラム)を作成する過程の企画、技術的支援を行い、最終的に職員が作成した整備計画(プログラム)の案を統一的な計画書にする作業を行う。

検討の過程は、各総合支所街づくり課などとの全体会を3回程度開催し、そのほかに必要な個別の検討会やヒアリングなどを行うことを想定している。

1) 整備計画(プログラム)作成方法の企画

都市デザイン課職員と協議し、整備計画(プログラム)の作成方法を企画し、具体的なプロセスをまとめる。必要に応じて、各総合支所街づくり課などの職員へのヒアリングに同行する。

2) 整備計画(プログラム)作成過程への技術的支援

企画してまとめた作成方法により区職員が整備計画(プログラム)の作成を行うが、その過程において全体会の運営及び助言の提供により円滑な整備計画(プログラム)の作成支援を行う。

3) 整備計画(プログラム)の清書作業

区職員が作成した整備計画(プログラム)の案を統一的な体裁により清書する。

(4) 履行期間

契約の日より平成 27 年 12 月 18 日まで

2 . 参加資格

参加表明書提出日現在において、次に掲げる条件を全て満たす法人とする。

地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

世田谷区の物品買い入れ等競争入札参加資格を有し、営業種目「都市計画・交通関係調査業務」に登録があること。

世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

会社更生法第 17 条第 1 項に基づく更正手続き開始申立て又は民事再生法第 21 条第 1 項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと。

都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

平成 22 年 4 月以降に東京都、都内区市又は東京都近郊の市において、ユニバーサルデザインあるいは福祉のまちづくり関連業務といった、本業務と同種・類似の業務 を行った実績を有すること。

同種・類似の業務：ユニバーサルデザインや福祉のまちづくりに関する計画及びバリアフリー法に基づく各種計画の策定又は改定に関する業務

3 . 提案書の提出者を選定するための基準

企画提案書等の審査は、別に定める要綱により審査委員会を設置し、別に定める審査要領に基づき二段階審査方式で実施する。

なお、参考見積りは、提案内容との整合性及び区予算における妥当性を確認するためのもので、価格の高低による差異は評価の対象としない。

4 . 提案書を特定するための評価基準

(1) 企業実績

(2) 技術者実績

(3) 業務実施体制

(4) 特定テーマに対する提案

(5) 資料作成能力

(6) 工程計画

(7) 専門技術力

(8) 取り組み姿勢

(9) コミュニケーション能力

5. 手続等

(1) 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区都市整備部都市デザイン課都市デザイン担当 岡寄、水野

電話：03-5432-2038 ファクシミリ：03-5432-3023

(2) 説明書の配布期間及び配布場所並びに方法

期 間：平成27年4月6日(月)から平成27年4月20日(月)

土・日曜を除く午前9時から午後5時(正午から午後1時を除く)

場 所：上記(1)に同じ

方 法：希望者に無償配布する(区のホームページからダウンロード可)

(3) 参加表明書の提出期限及び提出場所並びに方法

期 限：平成27年4月20日(月)午後5時必着

場 所：上記(1)に同じ

方 法：持参又は郵送(Eメール及びファクシミリ可)

メールアドレス【SEA02092@mb.city.setagaya.tokyo.jp】

(4) 企画提案書の提出者を選定する基準

上記7.による参加表明では、企画提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。参加資格が確認できた者には招請通知を送付し、参加資格が確認できなかった者には確認できなかった旨を通知する。

(5) 質疑及び回答(企画提案書に係る質問について)

期 限：平成27年4月27日(月)午後5時必着

提 出 先：都市デザイン課

メールアドレス【SEA02092@mb.city.setagaya.tokyo.jp】

提出方法：質問は、Eメールにより行うものとする。なお、文書には『「世田谷区ユニバーサルデザイン推進地区整備計画(プログラム)作成支援業務」に関する質問』と明記し、貴社の担当窓口の部署、氏名、電話、ファクシミリ番号及びEメールアドレスを併記すること。

回答方法：回答については、取りまとめた上で参加者全員に対して、Eメールにより行う。

回答予定日：平成27年5月8日(金)

(6) 提案書の提出期限及び提出場所並びに方法

期 限：平成27年5月11日(月)から5月25日(月)午後5時必着

場 所：上記(1)に同じ

方 法：持参又は郵送(書留郵便に限る)

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨【日本語及び日本国通貨に限る。】

(2) 契約保証金【免除】

(3) 契約書作成【要】

- (4) 当該事業に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無【無】
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口【 5 .(1) に同じ】
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (7) 詳細は、 5 .(2) の説明書による。